

県政報告

9月定例
県議会

宮川えみ子県議
初の一般質問

県内24カ所のネットカフェ 実態の調査を明言



日本共産
党の宮川え
み子県議が
初の一般質
問をし、再
質問、再々
質問まで行
つて、県の
姿勢をただしました。

事務所名義貸し、知事の説明を

宮川議員は、冒頭、10月3日付「朝日」で報道された渡部恒三衆院議員の事務所費問題で、渡部衆院議員の秘書を務めていた佐藤雄平知事が、事務所の名義貸しを行っていたことについて「知事は説明責任を果たすべき」と指摘しました。

また、県は財政の悪化の原因を明確にしなければ財政再建はできないこと、後期高齢者医療制度は、県が広域連合に財政支援をすることと合わせ、県として凍結・見直しを国に求めるよう強調しました。しかし、県は、県財政の悪化は「三位一体改革」による地方交付税の削減と中央と地方の格差による税収減が原因との答弁で、県がすすめてきた不要不急の大型事業には触れず、後期高齢者医療制度の国の負担の見直しなどの動きを注視すると、県としての責任を回避する答弁でした。

原発の耐震安全性確保 必要あればトレーニング調査を

宮川議員は、原発の安全性の確保のためにも東電に対しても双葉断層南相馬市以南のトレ

2007年
10月
発行

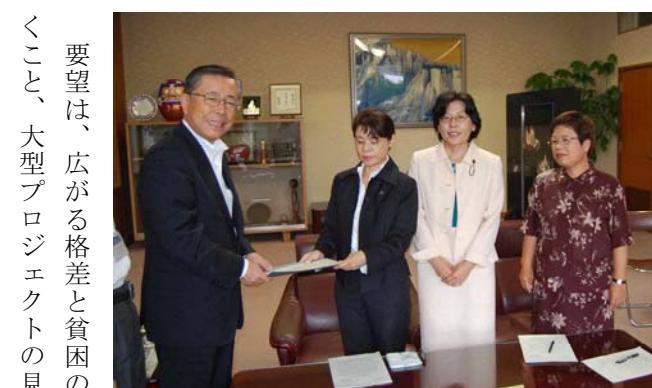
日本共産党福島県議会議員団
県庁内控室 福島市杉妻町2の16
電話 024・521・7618
FAX 024・523・3256

知事申し入れ
4年ぶりに知事が直接応対
9月7日、
佐藤雄平知
事に對して
9月議会に
関する要望
書を提出し
ました。

チ調査を求めるように要求。知事は原子力の安全と安心をいかに確保するかが福島県としても大事な問題と答え、生活環境部長は、この間行われた活断層のボーリング調査の結果をふまえてトレーニング調査も必要となる場合があるという認識を示しました。

格差と貧困の広がりに対策を

格差社会の表れともなっているネットカフェ難民など実態を質したところ、「県内に24カ所あるネットカフェに対して早急に調査を行う」という答弁を引き出しました。



要望は、広がる格差と貧困の解消をしていくこと、大型プロジェクトの見直し、地域雇用の創出と経済の活性化など四分野十三項目からなっています。

今回は4年ぶりに知事が直接要望書を受け取りました。

要望は、広がる格差と貧困の解消をしていくこと、大型プロジェクトの見直し、地域雇用の創出と経済の活性化など四分野十三項目からなっています。

9月定例県議会について

夏の参議院選挙で自民・公明両党が大敗したという情勢の中、9月定例県議会は9月25日開会、10月11日までの17日間の会期で行われました。

日本共産党県議団は、一般質問に宮川えみ子県議が立ち、大型事業をキッパリとやめ、くらし優先の県政に、格差と貧困の広がり、中越沖地震の教訓からなにくみ取るのかなどの質問を行いました。

日本共産党県議団は、提案された議案のうち人事案件を除いて全議案に賛成しました。

党議員団が紹介した請願のうち、「後期高齢者医療制度の中止・凍結を求める意見書の提出を求める請願」「障害者自立支援法の施行に伴う諸問題を解決するための意見書の提出についての請願」の2件が趣旨採択となり、その他は継続扱いとなりました。

負担はどうなる?? かかる医療は?? 後期高齢者医療制度を考えるシンポジウム

11月17日(土) 午後1時30分~

- ◆福島市青少年会館2階ホール
- ◆主催: 日本共産党福島県議団・同福島市議団
-ぜひご来場下さい!

県議団ホームページをご覧下さい

「日本共産党福島県議団」で「検索」すると見られます。



でに介護保険料等の負担を強いられている高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼすことは必至」と指摘し、凍結を強く求めるもの。また、障害者自立支援法が「障がい者の自立を大きく阻害している」と指摘し、1200億円の特別対策によつても「サービス利用者の負担増の大部分は放置されたままあります」

「福祉サービスの低下や縮小が深刻化するばかり」として、政府と国会に対し応益負担の廃止を求めていたのです。

政調費・領収書添付義務付け 県民の目線で使途の明確化はかる

には支出できません。

領収書添付が義務づけ

領収書の添付の義務づけということでは、全会派がほぼ一致しましたが、共産党と他会派が大きく分かれました点は、「領収書添付はコピー」とする点でした。理由は、「他で領収書が必要になる場合が出てくるのではないか、領収書の原本は議員本人が保管しておくべき」というもの。



議会改革検討委員会で積極的に
発言し議論を進める神山悦子議員

6月定例議会で設置された議会改革検討委員会は、政調費の使途基準の枠組みなどについて、10月10日遠藤議長に最終報告を答申しました。

使途基準を具体的に示す

政務調査費の交付は、議員個人ではなく「会派」とすることや、議員一人あたり月額35万円などについては現行のとおりです。使途基準の区分についても具体例を示すなどの明確化が図られました。

また、支出できないものとして党費などの「政党活動費」、慶弔電報活動費」、「選挙活動費」「後援会活動費」、自動車の購入・維持費など

今後、政務調査費はすべての支出について領収書を添付して議長に報告し、情報公開の対象とすることになります。

しかし、情報公開の範囲については、今後の検討作業となり、支出相手のプライバシー保護を理由とした「墨消し」(非開示)などが行われる恐れがあります。党県議団はすべてを情報公開の対象とするように求めていきます。

適用は来年度分から

答申を受けた遠藤議長は、12月議会での条例改正をめざすとしており、来年度から適用されることになります。

県は責任を免れられない

本会議や常任委員会審議でも、他会派からも疑問が出されました。

◆日本共産党が紹介した請願

- ◆福島県社会保障推進協議会提出の「後期高齢者医療制度の運営に関する意見書」
- ◆福島県障がい者団体協議会提出の「障害者自立支援法の応益負担を廃止する改正等を求める意見書」
- ◆日本共産党議員団提出の「後期高齢者医療制度の運営に関する意見書」
- ◆福島県労連提出の「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金法の抜本的改善を求める意見書」
- ◆新婦人県本部提出の「妊娠婦健診の県の助成制度拡充についての請願」「児童扶養手当の削減撤回を求める意見書」
- ◆福島県障がい者団体協議会提出の「障害者自立支援法の応益負担を廃止する改正等を求める意見書」

【継続】

【継続】